



平成26年 2月発行

第190号

The Hashima Chamber of Commerce & Industry

はしま会議所タイムズ

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL(058)392-9664 FAX(058)392-6708
E-mail : info@hashima-cci.or.jp URL : http://www.hashima-cci.or.jp

平成26年 羽島商工会議所新春賀詞交歓会



長谷会頭の挨拶の様子

和やかな賀詞交歓会の様子

1月13日(月)、羽島市文化センターにおいて、新春賀詞交歓会が開催されました。この日は、松井羽島市長、山田岐阜県議会議員をはじめ、大鐘羽島市議会議長ほか市議会議員、市幹部職員など多数の来賓にご臨席を賜りました。

会員企業の皆様も合わせ総勢94名が一堂に会し、盛大に新年を祝いました。会場ではあちらこちらで新年のあいさつが交わされ、明るい雰囲気の中、新春にふさわしい晴れやかなスタートが切られました。

新春賀詞交歓会開催



新春講演会のお知らせ

テーマ

「日本列島強靱化論とアベノミクスの成長戦略」

～日本国家繁栄のために経済政策はどうあるべきか～



京都大学大学院教授
第二次安倍内閣官房参与

講師 **藤井 聡氏**

日時 平成26年 2月19日(水)
開演 午後6時00分 終演 午後7時30分
場所 羽島市文化センター めのぎくホール
入場無料 (要整理券)



新入社員研修会 開催のご案内

来る3月25日(火)・26日(水)、2日間にわたり、「新入社員研修会」を開催いたします。本研修では、社会人としての考え方(知識、心構え)や、行動の基本(マナー)を身につけて頂きます。また今回は、レゴブロックを使って仕事の効率化やコスト意識を学ぶビジネスセミナーを2日目に組み入れ、充実した内容となっております。

どちらか1日でも受講可能ですが、ぜひ2日間のご参加をお勧めします。

新入社員さんに限らず、ビジネスや社会生活での新しい生き方の発見、学習、大切な人材育成にぜひ！ご活用いただきますようご参加をお待ちしております。

詳細、お申込書は、今月号折込みチラシにてご案内しております。

- 2ページ： 講習会実施報告、ワークショップ岐阜羽島入居者募集
- 3ページ： 印紙税の非課税範囲の拡大
- 4ページ： 決算・確定申告相談、各種相談窓口

消費税転嫁対策窓口相談等事業

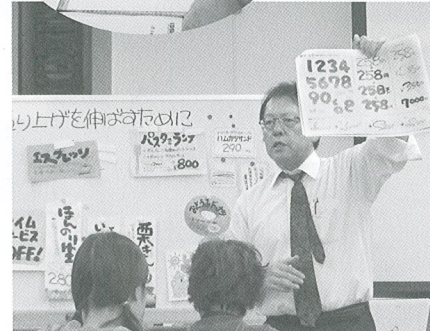
「手描きPOP講習会」開催

12月4日（水）当所にて、POP広告クリエイターとして活躍中のデザインオフィス忠生代表 佐藤忠生氏を講師にお招きし、標記講習会を開催しました。

本講習会では、今後の消費税税率引上げに備え、低コストで売上アップにつながるよう、毛筆とマーカーを使用した魅力ある広告づくりについて学びました。



POP広告の実践のようす



POP広告の説明のようす

今後このような講習会を企画してまいります。その際には、ぜひご参加ください。

「訓練から入る 岐阜県モデルBCP策定講座」開催

1月17日（金）、29日（水）の2回に渡り、標記BCP策定講座を開催しました。

この講座は、「岐阜県モデルBCP導入支援事業者育成事業」として当所と（一社）BC経営推進機構で共同開催しました。

BCP策定には多大な費用と時間がかかることから費用対効果が得られないと敬遠されがちなのですが、いざという時の想定と対策を講ずるうちに、自社の事業の本質も一から見直すことができる経営改善の効果も併せて期待できます。

本講座では、気づきを目的とし



た疑似初動対応訓練を取り入れ、BCP策定の必要性・重要性を深く学ぶことができました。

総務・財政委員会開催

1月21日（火）、総務・財政委員会（伊藤明委員長）を開催し、平成25年度の補正予算についてご審議をいただきました。

この補正予算（案）は、2月6日（木）の常議員会に上程され、原案通り承認されました。主な補正内容は以下の通り

- ① 一般会計
 - 健康診断事業受診者増加等により事業収入90万円増。事業費（支出）60万円増。
- ② 中小企業相談所特別会計
 - アンケート調査実施に伴う事業費増加等により事業費（支出）25万円増。
- ③ 会館特別会計
 - 老朽化による修繕費増加により75万円増。
- ④ 外国人技能実習生受入事業特別会計
 - 技能実習生の途中帰国等により企業負担金170万円減。出入国費35万円増。



夢、かなえてみませんか ワークショップ岐阜羽島入居者募集

羽島商工会議所は、JR岐阜羽島駅南の空ビルを活用してインキュベート施設「ワークショップ岐阜羽島」を運営しています。

◆ 募集施設 ◆ 羽島市福寿町平方4丁目地内(3室)、羽島市福寿町平方2丁目地内(2室) (26.1~31.3㎡) (JR岐阜羽島駅より徒歩5分、駐車場有、インターネット接続環境有)

◆ 入居対象 ◆ 下記のいずれかの業務内容の中で高度な技術力を有し、研究開発成果の起業化を目指している個人または法人で、支援を要する方。
1. ソフトウエア、情報、通信産業。
2. その他アイデア・技術によって、将来成長が見込まれる分野における新商品、新技術若しくは新たな役割の開発等の事業計画を持つ方。

◆ お問い合わせ ◆ 羽島商工会議所 TEL:058-392-9664 Email:info@hashima-cci.or.jp

どうぞお気軽にお問合せください!

施設(A棟)外観



「領収書」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されます

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されます。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなります。

※「金銭または有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収書」、「領収証」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭または有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受領書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収書」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収書」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続きなど、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【国税庁ホームページ www.nta.go.jp】

決算・確定申告相談のご案内

羽島商工会議所では記帳や申告、届出についての相談会を次の通り開催いたします。皆様のご来所をお待ちしております。

◇期間

2月17日(月)～3月17日(月)の平日

◇受付時間

午前9時～11時30分
午後1時～3時30分

◇会場

商工会議所3階 研修室

◇内容

決算、所得税・消費税の申告相談

◇ご用意ください

- ・平成25年分の確定申告書
- ・平成25年分の決算書（白色申告は収支内訳書）
- ・昨年度（平成24年分）の確定申告書・決算書（もしくは収支内訳書）の控え
- ・帳簿など売上や経費の額がわかるもの（必ず費用ご

とに一年分を集計して下さい。月毎の売上、仕入額の集計も必要です。）

- ・昨年中に購入した減価償却資産（一式10万円以上）の明細について分かるもの
- ・給与等の源泉徴収票や保険の満期金など、申告の必要がある所得の明細が分かるもの。
- ・昨年中に支払った健康保険、介護保険、国民年金等の控除証明書（必ず用意してください。特に国民年金等の控除証明書が無い場合は控除が受けられません。）

主な税制改正

◎復興特別所得税

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告することになりました。

- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書、その他控除を受けるための証明書。
- ・印鑑
- ・その他、税務署から送付された書類一式

◇日程

2月27日(木)
3月12日(水)

◇時間

午前10時～11時30分
午後1時～3時30分

◇会場

羽島商工会議所3階 研修室

◇税理士

小川誠司税理士事務所
小川誠司氏

無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	【日時】2月19日(水) 10:00～12:00 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	●昼間 2月はお休みします。 ●夜間 【日時】3月6日(木)、7日(金) 19:00～21:00 【相談員】税理士・本所職員
法律 要予約	【日時】2月26日(水) 13:00～16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス！お気軽にご利用ください。

※開催場所は、いずれも羽島商工会議所です。
※金融、法律のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。

お問合せ 中小企業相談所 ☎392-9664

金融情報

金利のお知らせ(H26.2.3現在)

【日本政策金融公庫】

マル経資金.....1.60%
普通貸付.....1.45～3.65%

【羽島市融資制度】 小口融資.....0.75%

※小口融資のお問合せ・お申込みは、羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

感謝状



(株)日本政策金融公庫岐阜支店 三浦支店長(左)、羽島商工会議所 清水専務理事(右)

(株)日本政策金融公庫より、マル経融資制度が創設四十周年を迎え、当所のマル経融資の普及・推進活動に対して感謝状をいただきました。

創業61年の実績
安全・信頼のブランド
羽島観光バスです。



岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問合せください
岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205

税理士による 決算・確定申告相談